

令和4年度

東近江市農業委員会
第7回（10月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日（火）午前9時30分から午前10時50分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 37人 欠席委員 3人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	欠
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	欠	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	欠	39	出
20	出	40	出
議長（会長）			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明書交付申請について

議案第5号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

議案第6号 農用地利用配分計画（案）について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告
について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告
について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主事	出
参事	出		
主任	出		

農業水産課

主任	出		

6. 会議の内容

議長 それでは令和4年度、第7回（10月期）の月例総会を開会いたします。
現在の出席者数は37名、欠席者数は3名ですので、この総会は成立いたします。
次に日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議席番号18番 ○○ ○○ 委員、20番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名
します。
よろしく申し上げます。

議長 日程第2は、議案の追加と取り下げです。
委員各位へ議案書送付後に、別紙議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申
出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。
また、議案第4号「非農地証明書交付申請について」に関し、申請人から取り
下げの申出がありました。
このことについて事務局から説明があります。

事務局 別紙議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案とし
て上程させていただきたいことについて説明します。
この議案につきましては土地改良法に基づき審議いただくもので土地改良法施
行令第1条の3第1項及び第1条の5並びに同法施行規則第2条第3項の規定

により申出書の提出があった日から7日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以内となるよう、以前から追加議案として取扱いさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

また、議案第4号「非農地証明書交付申請について」については、申請者から取り下げの申出があり、10月7日付けで取り下げの書類を受理いたしました。つきましては議案第4号を取り下げさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
別紙議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として審議すること、そして議案第4号「非農地証明書交付について」の取り下げについて、ご意見はございますか。

議 長 特にご意見は無いようですので、議案の追加と取り下げを承認することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、議案の追加と取り下げを承認することとします。

議 長 次に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明を願います。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
今回、5件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。
契約の種類につきましては、番号1から番号5すべて売買です。
なお、番号2については、大萩町の下限面積は3アールであり、取得後の耕作面積が3.53アールであり問題ありません。また、営農計画書を提出されており、自家消費野菜を栽培される計画となっております。
他の案件も、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具について、番号2の譲受人は家庭菜園用の草刈り機、農作業に使用できる車両の所有、畝を作成する機械を近隣の方と共同利用されています。他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。
経営農地について、いずれの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。
これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
番号1から番号5まで、一括してご意見ご質問があればお願いします。

議長 ございませんか。

議長 無いようですので採決に移ります。
本案について承認される方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決承認いたしました。

議長 次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」と関連する議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号4を一括して議題とします。
事務局から説明願います。

事務局 それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び関連する議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」農地を転用したい旨申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。
議案第2号農地法第4条許可申請と議案第3号農地法第5条許可申請の番号4は、一体の転用用地ですので、一括して説明いたします。
議案第2号第4条申請については、永源寺高野町に居住する者が自ら所有する同町地先の農地2筆、合計面積190平方メートルの土地を駐車場、農機具置場及び農業用倉庫として利用するため申請があったものです。
議案第3号第5条申請番号4の案件については、議案第2号4条申請の隣地の農地1筆、面積71平方メートルの土地を贈与で取得し駐車場及び農機具置場として隣地と一体的に利用するために転用の申請があったものです。
なお、第4条の案件については、農地転用の許可を受けずに昭和60年頃から駐車場、農機具置場及び農業用倉庫として利用していたため、顛末書付きの申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、第4条の案件については、自家用車と農業用器具の置場所や倉庫が必要となり住宅に近接し利便性のよい当該申請地を選定されました。
また、第5条番号4の案件については、現在、他の場所に農機具置場を借用していますが、返さなければならなくなり、新たな保管場所として、住宅に近接し利便性のよい当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、第4条の案件と第5条の番号4の案件については、農業用倉庫、駐車場及び農機具置場として一体的に利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件部分は造成等の工事は行わず、その他部分は転圧仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

また、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の一部は、令和4年7月22日付で農振農用地いわゆる青地から白地に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇委員です。

本案件は、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項及び農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本件については事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いします。

1 番 10月5日に〇〇委員、〇〇委員と私、事務局2名の5名で事前調査を行いました。
第4条申請と第5条申請が併せて出されている永源寺高野町の案件です。すでに農舎と駐車場の一部に利用されているということで顛末書が添付されています。
また、駐車場のスペースが狭いということで5条申請も併せて申請されています。集落内の小さな面積の畑地という状況であることからやむを得ないものと思います。

議 長 事務局の説明と調査報告が終わりました。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」と関連する議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号4について、ご意見ご質問はございますか。

議 長 ございませんか。

議 長 ご意見ご質問が無いようですので、採決に移ります。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」と関連する議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号4を承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。

議 長 続いて議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号4を除いて議題とします。
なお、関係者の中に 〇〇 〇〇 委員がおられます。議事参与の制限がございますので、審議開始から終了まで一旦退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。
それでは事務局から説明を願います。

それでは議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について説明いたします。

本件は、妙法寺町に居住する者が神田町地先の農地1筆、面積499平方メートルの土地を使用貸借で権利取得し、自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は現在借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたこともあり、父親所有で実家に隣接し利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自己用戸建専用住宅、自家用車及び来客用の駐車場としてとして利用されます。

土地の造成計画につきましては、転圧仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に吸込槽を設置し、浸透処理されます。

なお、農地転用の許可は都市計画法29条と同時許可となります。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号2について説明いたします。

本件は、五個荘和田町に居住する者が五個荘和田町地先の農地1筆面積26平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、昭和62年より以前から農地転用の許可を受けずに造成されており、当初は和田公会堂として、現在は駐車場として利用しているため顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、「まちおこし拠点」として利用している施設の近くであり、会議等に参加する際の自身の駐車場としても利便性のよい当該申請地を選定されました。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号3について説明いたします。

本件は、川合町に居住する者が同町地先の農地1筆、面積352.71平方メートルの土地を売買で取得し、貸駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は川合町で製造業の会社を経営しておりますが、現在借りている駐車場の進入路が狭く、住宅も近く騒音に配慮する必要があります。そのため住宅から離れ広い道路に接し、会社に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、譲受人が経営する会社の駐車場10台分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、盛土をして砕石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号5について説明いたします。

本件は、中小路町に居住する者が同町地先の農地1筆、面積135平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、現在、娘家族が住んでいる離れを建築中ですが、離れの1階を駐車スペースとして利用していたため、自宅敷地内に駐車スペースが無く、娘家族分も含めた駐車場が新たに必要になり、自宅に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、アスファルト仕上げとする計画です。雨水については北側の水路で処理されます。

また、令和4年7月22日付で農振農用地いわゆる青地から白地に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号6について説明いたします。

本件は、八日市清水一丁目に居住する者が政所町地先の農地2筆、合計面積217平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場及び資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件の一部については、農地転用の許可を受けずに約40年前に納屋として利用していたため、一部顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、政所町地先の家屋と道路に面していない土地を購入し、自ら改修を予定しており、駐車場や改修時の資材置場が必要であるため、隣地で道路に面している当該申請地を選定されました。

なお、改修後も保守管理を行うため資材置場が必要とされています。

土地の利用計画につきましては、駐車場及び資材置場として利用されます。

また、納屋については、資材置場としてこのまま利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末部分と資材置場部分は現状のまま利用し、駐車場部分は砕石仕上げとする予定です。雨水については地下浸透で処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号7について説明いたします。

本件は、下岸本町に在住する者が小田苧町地先の農地2筆、合計面積287平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、農舎及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は現在、イチゴの栽培及び販売を行っていますが、新しく、選別、出荷準備、販売場所としての農舎と事業の効率化のために駐車場が必要になり、所有しているハウスに隣接する当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農舎及び駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、農舎部分はコンクリート仕上げ、駐車場部分はアスファルト仕上げとなります。雨水については、西側にある排水路に放流し処理されます。

また、令和4年9月13日付で軽微変更されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号8について説明いたします。

本件は、大阪府中央区に所在を置く再生可能エネルギー発電事業等を営む法人が蒲生堂町地先の農地2筆、合計面積1,179平方メートルの土地を売買により取得し、太陽光発電施設として利用するために転用の申請があったものです。申請理由及び土地の選定理由につきましては、太陽光発電施設の新設を検討していたところ、計画発電量を発電でき、太陽光を遮る障害物もない日当たりの良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、横幅11.34センチメートル、長さ22.74センチメートルで1枚当たり550ワット出力の太陽光パネルを140枚設置し、総出力は77キロワットとなります。

土地の造成計画につきましては、整地のみ行い、雨水については、地下浸透にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号9について説明いたします。

本件は、大津市に所在を置く発電事業等を営む法人が石塔町地先の農地6筆、合計面積2,368平方メートルの土地を売買により取得し、太陽光発電施設として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、地球環境への配慮のために太陽光発電施設の新設を検討していたところ、計画発電量を発電でき、太陽光を遮る障害物もない日当たりの良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、横幅11.34センチメートル、長さ22.78センチメートルで1枚当たり555ワット出力の太陽光パネルを356枚設置し、総出力は198キロワットとなります。

土地の造成計画につきましては、盛土をして碎石仕上げとし、雨水については、地下浸透にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号10について説明いたします。

本件は、認可地縁団体である山上町自治会が同町地先の農地1筆、面積32平方メートルの土地を売買で取得し、用水路として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、同町地先の用水路の一部が崩落の危険があるため、崩落の危険のある箇所を移設する必要があるため、隣地である当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、用水路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状のまま利用されます。雨水については排水路に排水されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条

第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
事前調査の報告をお願いいたします。

1番 番号1は神田町の農地です。集落内の農地ということで所有者の親族が住宅を建てられるということでの申請です。申請地の隣には農地所有者の家と農業用倉庫があります。集落内の農地で周囲は住宅に囲まれ転用は問題ないと判断します。

番号2は五個荘和田町の案件です。隣は寺院、向かいは蔵があるような集落内の土地で所有者は東京にお住まいです。管理ができないということで必要とする地元の方に譲りたいと考えられたようです。以前は公会堂があったということですが壊されて現状は更地になっています。道向かいの蔵では落語会などの地域イベントも行われており、その駐車スペースに活用したいとのことです。現地は農業利用には難しく転用申請はやむを得ないと考えます。

2番 番号3は川合町の案件です。周りは農地が広がっていますが、この部分だけは土地改良の除外地となっていたような土地です。近くに〇〇製作所という事業所があり、そこの事業主がこの土地を取得し会社に貸し付けるという形で社員駐車場に利用しようとするものです。宅地という地目からも土地改良除外地だったものと思われ、当該地の道向かいには住宅地が広がっており、近くの適地を求めたということで転用相当と思います。

番号5は中小路町の案件です。申請地の奥には母屋、隣には新築中の離れ住宅があります。以前の総会において、この農地は離れ住宅新築のための駐車場として一時転用が申請された土地で、この度、売買取得されて母屋、離れ住宅の駐車場として利用したいとの申請です。周りは住宅が建っている集落内であり、転用はやむを得ないと思います。

番号6は政所町の案件です。八日市清水一丁目にお住まいの方が奥にある空家住宅を改修して何らかの利活用を考えておられるようです。前面道路に面して茶畑がありますが、その1筆を駐車場として、奥側の納屋として利用している部分（未申請だった顛末農地）1筆は引き続き資材置場として利用したいとのことです。当該集落では、農地と言っても住宅の周りは茶畑や家庭菜園として利用されているようで影響を受ける農地はなく転用は問題ないと思います。

番号7は小田苧町の案件です。借受人は申請地の隣でハウスを3棟設置し、イチゴ園の運営をされています。2棟で栽培を行い、1棟で箱詰作業や販売、出荷作業を行ったり必要な資材を置いたりしています。事業を始めて以来、順調に生産と運営をされてきましたが、この度、出荷、選

別専用の施設を設け、さらに来客のハウスへの進入が容易になるように前面道路に面した土地を借り受けて駐車もできるようにするという事です。
本件についても計画に問題はなく転用はやむを得ないと判断します。

4 番

番号8は、樹園地と住宅に挟まれた集落内の農地です。
太陽光発電施設の設置を行うために転用申請があったものです。この土地は周りの土地に比べて一段高い位置にあり、用水も取れないわけではありませんが水を入れるにはせき止めるなどの少し面倒な作業が必要で、所有者は近江八幡市にお住まいで管理も行き届かないということです。
このままでは近隣に迷惑を掛けてしまうおそれがあり、集落の了解も得られているということから転用はやむを得ないと思います。

番号9は石塔町の案件です。
太陽光発電施設の設置を目的に転用申請がありました。山際で土地改良整備は行われていない土地で、すぐ近くにも太陽光発電施設が設置されています。形状は不整形で効率的な農地利用は難しく、山際で管理も難しいと思われます。転用に関しては地元の方の了解も得られているということです。
ただ、集落の表側で景観上どうかと思います。日当たりが良いという事情からやむを得ないのかと思います。

番号10の案件は山上町の用水路の件です。用水路が浮き上がっておりましてU字溝が壊れてしまうと崖も壊れてしまうということで、今のうちに移設し用水を確保しておきたいということです。
何ら問題はなく転用は相当と思います。

議 長 調査いただいた委員さんにはありがとうございました。
事務局の説明と調査報告が終わりました。
審議に入る前に、〇〇委員には一旦退席をお願いいたします。

議 長 それでは審議に入ります。
本案件の番号1について、ご意見ご質問はございますか。

議 長 無いようですので、番号1について採決に移ります。
番号1について承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって番号1は可決いたしました。

議 長 番号1の審議が終了しましたので、〇〇委員の入室、着席をお願いします。

議 長 次に番号2について、ご意見ご質問はございませんか。

議 長 無いようですので、番号3についてはどうでしょうか。

議 長 無いようですので、一つ飛んで番号5についてはいかがでしょうか。

- 議長 よろしいですか。
それでは番号6についてはいかがですか。
- 議長 無いようですので番号7についてはどうでしょうか。
- 議長 番号8の蒲生堂町の件はどうでしょうか。
- 議長 番号9はどうでしょうか。
- 議長 番号10についてはどうでしょうか。
- 議長 無いようですので採決に移ります。
承認済の番号1と番号4を除いて、承認される方は挙手をお願いします。
- 議長 全員賛成と認めます。
よって本件は可決いたしました。
- 議長 次に議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。
この案件については、関係者に〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員がおられます。
また、議長の私も関係者です。
農業委員会法の規定に基づき、「議事参与の制限」がありますので当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。
審議終了後に入室、着席していただきます。
それでは事務局から説明を願います。
- 事務局 農業水産課の〇〇です。よろしく申し上げます。
議案第5号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。
今回の農用地利用集積計画は10月31日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。
今回の所有権移転は6件14筆22,918平方メートル、利用権設定は56件118筆240,600平方メートルです。設定を受ける認定農業者は12名で157,567平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約65パーセントです。
まず、議案書の1ページから5ページが所有権移転で、6ページ以降が利用権設定の議案になっております。
次に補足説明をさせていただきます。
1ページの番号1の所有権を移転する農地は市原野町の1筆であり、900,000円を対価として売買により、令和4年11月10日に所有権が移転されます。移転をする者は市原野町に居住する者で、移転を受ける者も市原野町に居住する者となっております。
移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておられません認定農家である農事組合法人市原地区布引営農組合の構成員であり、農地を取得したと同時に、利用権設定をする予定です。利用権設定については、議案書10ページ番号13

に該当し、令和4年11月10日を始期日としております。このことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3号2項により、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は市原野町の1筆であり、126,000円を対価に売買により令和4年11月10日に所有権が移転されます。移転をする者は市原野町に居住する者で、移転を受ける者も市原野町に居住する者となっております。

2ページの番号3の所有権を移転する農地は市原野町の2筆であり、647,000円を対価に売買により令和4年11月10日に所有権が移転されます。移転をする者は市原野町に居住する者で、移転を受ける者も市原野町に居住する者となっております。

番号2及び番号3において移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である農事組合法人市原地区布引営農組合の構成員であり、農地を取得したと同時に、利用権設定をする予定です。

利用権設定については、議案書10ページ番号14に該当し、令和4年11月10日を始期日としております。このことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3号2項により、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

3ページの番号4の所有権を移転する農地は和南町の2筆であり、合計1,000,000円を対価に売買により令和4年11月10日に所有権が移転されます。移転をする者はひばり丘町に居住する者で、移転を受ける者は和南町に所在する認定法人となっております。

4ページの番号5の所有権を移転する農地はきぬがさ町の3筆であり、贈与により、令和4年11月10日に所有権が移転されます。移転をする者は近江八幡市に居住する者で、移転を受ける者はきぬがさ町に居住する者となっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておきませんが、認定農家である農事組合法人能織中之湖の構成員であり、農地を取得したと同時に、滋賀県農林漁業担い手育成基金に利用権設定をしております。議案書の後半にある中間管理機構事業分の11ページと12ページの番号68に該当します。そのため、利用権設定も令和4年11月10日を始期日としております。このことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3号2項により、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で機構に利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

5ページの番号6の所有権を移転する農地は下麻生町の5筆であり、合計1,400,000円を対価に売買により令和4年11月10日に所有権が移転されます。移転をする者は埼玉県に居住する者で、移転を受ける者は鋳物師町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、6ページから27ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

そして、27ページの次のページ以降には、中間管理機構事業分として利用権設定の議案を上程しております。

中間管理事業に伴う利用集積計画（案）を説明させていただきます。

所有者である貸し手から農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸付される為の利用権の設定です。

農地中間管理事業に伴う集積計画（案）につきましては、設定を受ける者である借受人は、滋賀県農林漁業担い手育成基金となり、農用地利用集積計画についても令和4年10月31日の公告を予定しております。

先ほど説明しました「所有権移転」の案件である番号68の始期日は、所有権移転と同日の令和4年11月10日となり、それ以外の始期日は令和4年11月1日となります。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。
(会長) ここで審議に入る前に、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員には、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。
私も議長を職務代理者に交代し退出いたします。

【 議長（会長）退席、 職務代理者（副会長）が議長 】

議 長 それではここからは職務代理の〇〇が議長を務めさせていただきます。
(副会長)

議 長 本案件について、何かご意見ご質問はございませんか。

37番 8ページの番号11の賃料が他に比べて高いように思うが、どうか。間違っているということはないか。

事務局 こちらはこの金額で申請いただいています。
もしかするとハウスの賃料も含めての金額であるのかも知れませんが。

37番 ハウスなどがあるのなら、その辺のことも調べておいていただきたい。
この金額は通常の賃料の10倍以上高いと思われるので。

28番 この方は胡蝶蘭を栽培されている方だと思います。
単価が全く違う生産品なので、そのような金額になっているのではないかと思います。

議 長 〇〇委員、よろしいでしょうか。

37番 はい。わかりました。

議 長 他にございますか。

3番 14ページの番号24の賃料なのですが、面積が5反弱で2,700万円となってい

ます。間違いではないと思いますが、何か理由を聞いていますか。

事務局 申請書もこの金額で記載されています。
両社は関連会社で、関連会社同士で決められているもので市が介入する部分でなくお聞きしていません。

3 番 賃料は双方の協議で決まっているということで、いくらでもいいのですが、1 反に満たない 900 平方メートルの土地の賃料が 580 万円というのは何か理由があるのかなと思ってしまいます。
同地は花きのハウス栽培を行うということで土地造成などもしていると聞いていますので、その費用も乗っているのかとも思いますが、あまりにも桁違いなので、その辺りの事情を聞くことはできないのでしょうか。
10 年間の賃料が年間 580 万円ということは、10 年で 5,800 万円になりますよ。5 筆全部で 3 億円近くになります。

議 長 地元の〇〇委員さん、分かっている情報があればお話しいただけますか。

3 7 番 多分、造成してハウスを建てて事務所なども建築されます。敷地は 35,000 平方メートルほどあるのですが、そのほかにも駐車場なども整備されて数億円以上はかかっていると思います。
それらのことを勘案してのことではないかと想像します。
実際のところは分かりかねます。

議 長 これは会社同士のやり取りであって、前の所有者（地元農家）との間の取決めではないということです。

3 7 番 地元地権者との話は昨年完了しています。

議 長 会社同士のことで詳細はわからないようです。
よろしいでしょうか。

議 長 ほかにございますか。

議 長 無いようでしたら採決に移ってよろしいでしょうか。

議 長 それでは採決に移ります。
議案第 5 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。
審議が終了しましたので、関係委員の入室、着席をお願いします。

議 長 議案第 5 号が終了しましたので、会長へ議長を交代いたします。
(副会長)

議長
(会長) 次に議案第6号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。
本案件についても関係者に、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員がおられます。
「議事参与の制限」により審議開始から終了まで一旦退席をお願いいたします。
審議終了後に入室、着席をお願いいたします。
事務局から説明を願います。

事務局 説明に入る前に、中間管理機構から議案の訂正の連絡があったため説明いたします。
お手元に配布しておいた農用地利用配分（案）と差し替えをお願いします。
修正した内容は、郵送していた資料の6ページの中段の少し下にある〇〇 〇〇氏の五個荘金堂町〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の3筆を削除しました。〇〇氏の体調不良により、〇〇〇〇の1筆を除き、10月に入り急きょ取り下げの申出があったものです。
それでは説明させていただきます。
中間管理事業の推進に関する法律により、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農用地利用配分計画（案）を作成し、農業委員会の意見を聴くこととなっております。
農地中間管理機構からの委託を受けて市やJAが窓口となり、3月～6月にかけて貸し手からの申し出される農地の受付と借手の募集を行い、その後農地中間管理機構と連携して貸し手と借り手のマッチングを行い、7月27日に開催された利用調整会議を経て、農用地利用配分計画（案）を作成したものです。
先の議案で決定いただきました滋賀県農林漁業担い手育成基金と利用権設定された農地について、機構がマッチングを行い、借受希望のあった法人、認定農業者などの担い手へ貸付を行うものとなっております。
配分計画の契約開始日は令和4年12月10日からとなっており、県の公告予定日は12月9日となっております。
また、中間管理事業分の農用地利用集積計画による利用権設定の筆数・面積と、農用地利用配分計画（案）の筆数・面積の差につきましては、耕作者変更分と、冒頭に説明した取下げ分です。
農用地利用計画配分（案）についての説明は以上ですが、本日、この計画（案）に対するご意見をお伺いした後、滋賀県農林漁業担い手育成基金がこの計画（案）を県に提出され、知事の認可、公告という流れとなります。
どうぞよろしくお願いいたします。

議長
(会長) それでは先ほどお願いした関係委員のみなさんは一旦退席をお願いします。
また、私も資料を確認する中で関係する委員に含まれることがわかりましたので、職務代理者に議長をお願いして退席いたします。
よろしくお願いいたします。

【 議長（会長）退席、 職務代理者（副会長）が議長 】

議長
(副会長) それでは再度議長を交代させていただき議事を進めさせていただきます。

議 長 本案件について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議 長 ございませんか。

議 長 無いようですので、採決に移ります。
議案第6号「農用地利用配分計画（案）について」承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。

議 長 議案審議が終了しましたので関係委員の入室、着席をお願いいたします。

議 長 それでは会長へ議長を交代させていただきます。
(副会長)

議 長 次に最初に追加議案として上程いたしました議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題とします。
(会長) 本案についても関係者の中に、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員がおられます。
「議事参与の制限」により当該案件の審議開始から終了まで一時退席をお願いいたします。審議終了後に入室、着席をお願いいたします。

事務局 議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」、土地改良事業に参加する資格は、所有権に基づき耕作する者、又は農地を借り受けて耕作する者となっています。
しかし、農地を借り受けて耕作する場合でも土地改良法第3条第1項第2号に基づき、農業委員会に対し、所有者及び耕作者が合意によって土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨申出があり、これを農業委員会が承認することにより資格が交替することができるとなっています。
このことから、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出があり、これに対し承認することについて意見を求めるものであります。
本日、配布しました追加議案書をご覧ください
今回の申出件数は11件で、その理由につきましては、土地改良事業の参加資格者は本来、耕作者にありますが土地改良事業に係る賦課金及び事業完了後における維持・管理費用については耕作者でなく土地所有者が負担することで双方が同意されています。
また、賦課金については土地改良区を適切に管理・運営していく上で重要な資金であり負担することとなる土地所有者は組合員として土地改良区の運営を見守る必要があることから資格の交代を申し出されたものであります。
以上のことから、現資格者である耕作者から、新資格者である所有者に事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、申出を承認することは相当と判断します。
以上、審議をよろしく申し上げます。

議 長 それでは審議に先立ち〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員は一旦退席をお願いいたします。

議 長 それでは意見を伺います。
本案件について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議 長 ございませんか。

議 長 無いようですので採決に移ります。
議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。
それでは審議が終了しましたので、お二人の委員に入室、着席をお願いいたします。

議 長 続きまして事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第4号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書11ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」、届出は番号1外町の共同住宅の1件で、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

議案書12ページから13ページをご覧ください。
報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の報告について」、番号1大森町の共同住宅の案件から番号5小脇町の資材置場の案件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

議案書14ページから16ページをご覧ください。
報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、番号1から番号19につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

議案書17ページから22ページをご覧ください。
貸借の合意解約について説明をします。
賃貸借権の合意解約につきましては、1番から28番までです。
続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から4番です。
なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。
以上、第1号から第4号まで報告します。

議 長 事務局の説明が終わりました。
報告第1号から第4号までについて、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議 長 無いようですので、事務局長の専決事項の報告を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議は全て終了しました。
これをもちまして令和4年度第7回（10月期）月例総会を終了いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

18番

20番